

# 市民税・県民税申告書は、 必要事項だけ記入し、 後は添付で郵送提出！！

裏面のとおり、①、②の必要事項を記入した後、  
必要な資料を添付し郵送での申告がおすすめてです！

- ★記入いただかない所得・控除については、添付された資料を確認し、市で処理いたします。
- ★申告内容について問い合わせをさせていただく場合がございますので、お電話番号の記入を必ずお願いいたします。

◆**申告会場の混雑緩和・密回避、申告の簡素化の観点から、できる限り郵送で提出をお願いいたします。**

申告書は裏面のとおり、①、②の必要事項を記入いただき、その他の所得、控除等は記入に替えて証明書等を添付し、下記お問い合わせ先へ郵送してください。また、申告書の控えが必要な方に、パソコン入力した申告控えの発行サービスを行っております。控えが必要な方は、お手数とご負担をいただきますが、必要分の切手を貼った返信用封筒を同封してください。

◆**市役所大会議室で市民税・県民税の申告相談をされる方**については、申告内容のすべてについて、その場でパソコンに入力を行います。申告書は、事前に裏面①、②の必要事項の記入にご協力をお願いいたします。申告後、パソコン入力した申告控えをお渡しします。

◆**各地区市民センターでの市民税・県民税の申告相談**では、**裏面の記載例にそった受付を実施いたします。**裏面①、②の必要事項を記入いただき、添付書類は全てお預かりし、受付を終了するという流れとなります。申告後、申告受付票（後日市役所窓口で申告控えと引換可能）をお渡しします。

申告会場の混雑緩和と申告者の皆様への負担軽減を目的に実施しますので  
ご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

いますぐ視聴を！

市公式 YouTube  
簡単！時短！市・県民税申告書を作成・提出する方法はこちら！



【お問い合わせ先】

〒518-0492 三重県名張市鴻之台1番町1番地  
名張市 市民部 課税室（市民税担当）電話 0595-63-7429（直通）

# 簡単申告の記入例

## 令和5年度(令和4年分) 市民税・県民税 申告書

(病状)名張市長 令和5年 2月17日 提出

個人番号(マイナンバー)を記入してください。

1

現住所	名張市鴻之台1-1	番号確認	身元確認
1月1日現在の住所	同上		
フリガナ	ナバリ タロウ	電話番号	63-7429
氏名	名張 太郎	生年月日	明・大 昭 平・令 13.10.10
個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2		

・住所、氏名  
・生年月日  
・電話番号  
・マイナンバー  
をご記入ください。

添付

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

13 (証明書等添付) 社会保険料控除	社会保険料の種類	支払保険料
15 (控除証明添付) 生命保険料控除	社会保険料の種類	支払保険料
16 (控除証明添付) 地震保険料控除	社会保険料の種類	支払保険料

**社会保険料控除・生命保険料控除・地震保険料控除** がある方  
支払金額が分かる書類(控除証明書等)を添付してください。  
申告書への記入は不要です。

収入金額等	事業	農業	イ	80
	不動産	ウ		
	利子	エ		
	配当	オ		
	雑給	カ		
	公的年金等	キ		
	雑業	ク		
	その他	ケ		
	短期	コ		
	長期	サ		
	合計			

記入不要です

書き方の4~6ページ参照

2

9 障害者控除

障害者(特別)控除  
同一生計配偶者

10 扶養控除

扶養親族の方も個人番号(マイナンバー)を記入してください。

記入不要です

・扶養  
・障害者  
・寡婦  
・ひとり親  
・勤労学生  
の各控除のある方はもれなく記入してください。  
記入されないと控除されません。

書き方の2~3ページ参照

書き方の4~6ページ参照

書き方の6ページ参照

記入作成添付

24 (明細添付) 医療費控除

医療費控除 がある方  
書き方6ページを参照し、記入してください。  
また、別紙「医療費控除の明細書」を作成し添付してください。添付がないと控除されません。

基礎控除	23	0
13~23までの計	24	0
雑損控除	25	
医療費控除	26	80
合計(23)+(25)+(26)	27	2,240

添付

給与の源泉徴収票、公的年金等の源泉徴収票、  
その他所得の支払金額が書かれた明細書、  
その他控除の支払証明書(寄付金など)  
がある方は併せて添付し郵送してください。  
申告書への記入は不要です。

※1 給与と収入から所得を計算すると、1,163,200円となりますが、給与と所得と年金所得の両方があるため、所得金額調整控除が適用されます。  
給与と所得:1,163,200円(10万円超) 年金所得:836,500円(10万円超)で(10万円+10万円)-10万円=10万円が給与と所得から更に差し引かれます。  
そのため、給与と所得:1,163,200円-10万円=1,063,200円となります。